

厚生労働大臣

2021 年 3 月 26 日

田村 憲久様

香害をなくす連絡会（以下 7 団体）

特定非営利活動法人 日本消費者連盟

特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク

認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

香料自粛を求める会

日本消費者連盟関西グループ

反農薬東京グループ

香害で苦しむ人の医療、介護の改善を求める要望書

日頃より、厚生労働行政にご尽力いただき厚くお礼を申し上げます。

私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上り剤など香り付き製品のにおいによる健康被害“香害”をなくすために取り組む市民団体で構成する連絡会です。近年香り付き製品のにおいによる被害者は増加の一途を辿っており、通勤・通学・通院もままならず、不登校や退職・休職を余儀なくされる人も出ています。当連絡会は 2019 年 12 月から 2020 年 3 月まで「香りの被害についてのアンケート」を実施、9332 名から回答を得ました。結果を精査したところ、回答者の内 7000 名以上が香り付き製品による健康被害を訴えていることがわかりました。回答者の中には、化学物質過敏症の患者も多数含まれています。

現在、医療機関、介助、介護者の香料により、当然、受けられるべき医療・介護が受けられないという現実があります。米国疾病予防管理センター（CDC）では 2009 年に施設内での香り付き製品の使用を禁止し、1 万 5000 人の職員に香料自粛（フレグランスフリー）を推奨しています。

そこで、当連絡会として以下の項目について要望させていただきます。どうか現状をご賢察いただき善処して下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご多忙の処、誠に恐縮ですが 4 月 12 日までに 下記事務局宛てにご回答をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。ご回答は連絡会の内外で共有させていただきますのでご了承ください。

記

要望 1

香害に苦しむ人が安心して医療機関に受診できるように、院内での香り付き製品の使用を禁止してください。

理由

香害で体調不良になって医療機関を受診すると、院内のロビー、トイレ、洗面所などに置かれる香り付き製品や院内にいる人々の使用する香り付き製品の影響でさらに体調が悪化します。アロマ噴霧器、芳香剤等を置かないよう、また、香水や柔軟仕上げ剤など種々の香り付き製品を身に付けないよう、病院で働くスタッフと来院する患者・見舞客に周知徹底してください。

要望 2

香害で苦しむ人が増えているにも関わらず、専門医（環境医学系）が減っている事態を打開してください。とくに化学物質過敏症の専門外来が減っているので、厚労省の責任で専門外来を増やし、そのために専門医を養成してください。

理由

香害による体調不良の原因に化学物質が潜んでいることを理解している医師が少ないのが現状です。とくに化学物質過敏症の病態同定のためには機械的検査が理想ですが、その機器を備えた医療機関の減少も目立ちます。正しい診断が出来る医療機関を開き、専門医、スタッフの養成をしてください。

要望 3

香害で苦しむ人が介護を受ける際に、柔軟仕上げ剤など香り付き製品を身に付けたケアスタッフの来訪で体調不良を起こすケースがあります。ケアスタッフの香り付き製品使用は禁止してください。

理由

介護保険料を納めてその制度を利用したくても、香り付き製品を身に付けたケアスタッフによる介護を受けられません。老人ホームの利用もままならず、医療・福祉難民が生じています。日本国憲法における基本的人権「社会権」にある「生存権」を保証してください。

生存権とは

すべての国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利のことで、憲法第 25 条で保障されており、国家は生活面だけではなく、社会福祉や公衆衛生の向上に努めなければならない。

資料

- ・米国疾病予防センター（CDC）が 2009 年に出した文書(添付)
- ・注 1 第 43 回日本毒性学会学術年会 2016 年

香料アレルギーによるヒト傷害受容器 TRPA1 の活性化

https://www.jstage.jst.go.jp/article/toxpt/43.1/0/43.1_P-207/_pdf

参考書籍 緑風出版「プロブレム Q & A 化学物質過敏症対策—専門医・スタッフからのアドバイス」

問い合わせ先：日本消費者連盟「香害」担当 杉浦陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel : 03-5155-4765

Fax : 03-5155-4767

Mail : sugiura@nishoren.org